

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社インターメスティック	コード	262A
提出日	2026/3/11	異動(予定)日	2026/3/26
独立役員届出書の提出理由	株主総会をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	長谷川 仁	社外取締役	○														○		有
2	遠藤 和宏	社外取締役	○														○		有
3	栗原 章	社外取締役	○														○		有
4	阿部 絵美麻	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません	(選任理由) 同氏は過去に別企業において社長職を務めている経験を有しており、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。 (独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。
2	該当事項はありません	(選任理由) 弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。 (独立役員としての指定理由) 同氏は、過去に当社の顧問弁護士を務めていた期間がありますが、取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。
3	該当事項はありません	(選任理由) 公認会計士および税理士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い見識を有している点、他社における監査役経験を有している点を鑑み、社外取締役として適任であると判断しております。 (独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。
4	該当事項はありません	(選任理由) 弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有している点、他社における監査等委員の経験を有している点を鑑みことから、社外取締役として適任であると判断しております。 (独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。

4. 補足説明

<p>■当社の定める独立性判断基準 次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に当該役員が独立性を有しているものと判断しております。</p> <p>① 当社又はその子会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注1) ② 当社グループを主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者 ③ 当社グループの主要な取引先(注3)又はその業務執行者 ④ 当社の大株主(注4)又はその業務執行者 ⑤ 当社グループの主要な借入先(注5)又はその業務執行者 ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者 ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額(注6)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。) ⑧ 当社グループから多額(注6)の寄付又は助成を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。) ⑨ 当社グループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者 ⑩ 現在又は過去10年間に於いて、上記①から⑨までのいずれかに該当していた者 ⑪ 上記①から⑩のいずれかに該当する者(重要な地位にある者(注7))の近親者(配偶者又は二親等内の親族をいう。) ⑫ 就任の前10年以内のいずれかの時に於いて次の(A)から(C)までのいずれかに該当していた者 (A) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役 (B) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。) (C) 当社の兄弟会社の業務執行者</p> <p>注1: 「業務執行者」とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。 注2: 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループの取引先であって、当該取引先の直近の1事業年度において、取引額につき1億円又は当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い金額を超える金額の支払いをグループから受けた者をいう。 注3: 「当社グループの主要な取引先」とは、グループの取引先であって、グループの直近の1事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の2%を超える金額を当社グループに支払った者をいう。 注4: 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接又は間接に保有する者をいう。 注5: 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の2%を超える借入額に係る貸付債権を当社グループに対して有している者をいう。 注6: 「多額」とは、その価額の合計が当社の直近の3事業年度の平均で、個人の場合は年額1,000万円を超えるもの、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。 注7: 「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び執行役員のことをいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。